

命 令 書

申立人 金沢YMCA労働組合

被申立人 財団法人 金沢基督教青年会

主 文

被申立人は、金沢YMCA学院の事業閉鎖及びそれに関連する事項について、申立人と誠意をもって団体交渉を行わなければならない。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 申立人金沢YMCA労働組合（以下「組合」という。）は、肩書地（編注、石川県金沢市）に組合事務所を置き、財団法人金沢基督教青年会に勤務する職員及び講師によって昭和46年6月20日に結成された労働組合法上の単位労働組合で、本件申立時における組合員は8名である。

(2) 被申立人財団法人金沢基督教青年会（以下「金沢YMCA」という。）は、青少年の精神、知性、身体及び交友の改善向上を図り、市民としてまた国民として立派な人格をきずき、社会と隣人に奉仕できるような人間を育成することを目的に設立され、その附帯事業として、石川県の認可を受け、金沢YMCA学院を運営して教育事業を行っていたが、昭和49年3月同学院を閉鎖した。その学院閉鎖以後、肩書地（編注、石川県金沢市）に連絡事務所を置く財団法人である。

2 本件団体交渉をめぐる経緯

(1) 昭和48年8月12日、「理事、職員、会員の集会」が招集され、当時のB1理事長から理事会決定として「金沢YMCAの一切の事業をただちに中止する。従って、8月31日を以て全員を解雇する。」との発表があった。

(2) その後、組合は解雇の撤回と教育事業の継続をめざして、金沢YMCAと団体交渉を重ねてきたが、双方の主張が平行したまま同49年3月になった。

同年3月1日頃、金沢YMCAは、同月31日限り教育事業を行う場である金沢YMCA学院を閉鎖するとともに、同学院で働いていた職員全員を解雇する旨の意思表示をした。

同年同月28日、金沢YMCAは、理事長交替の通知とともに組合からの団体交渉申入れに対して拒否の回答書を提出した。以後、組合は同年5月27日、7月2日と団体交渉を申入れたが何らの回答もなかった。

(3) そこで組合は、同50年1月28日、金沢YMCAを相手に金沢地方裁判所へ雇用関係確認等の訴を提起した。

(4) 前記訴訟において同53年裁判所の和解勧告により、同年1月28日、2月25日、3月6日の3回にわたって団体交渉が行われたが、依然として双方の主張が平行したままであ

った。

(5) 前記訴訟の進展が大詰めを迎えようとする同55年に至り、組合は早く正常な状態で教育事業を再開する必要があるとして、今まで以上に積極的に、同年8月13日、16日、20日、29日と4回にわたって団体交渉の申入れを行ったが、金沢YMCAから全く回答はなかった。

なお、組合が申入れた交渉事項は、①不当な解雇の撤回、②不当労働行為の責任の明確化、③争議解決金の支払い、④金沢YMCA事業の再開について組合と協議すること、⑤解決の報告の公表、である。

## 第2 判断

申立人は、昭和55年8月13日、16日、20日、29日の団体交渉の申入れに対して、被申立人が正当な理由なく拒否しているのは労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると主張する。

これに対して、被申立人は、申立人は解雇された労働者を代表するものであって団体交渉を求める要件を欠くものである。仮に、申立人と被申立人間に雇用関係があるとしても、前記第1の2(2)のとおり文書により団体交渉を拒否した時から既に1年を経過しており、このことは労働組合法第27条第2項に該当する。以上のことから申立人の主張は棄却、却下を免れない。また、本件は、裁判による最終的解決が最も適当であると主張する。

以下判断する。

- 1 被申立人は、申立人に所属する組合員は既に解雇されているのであるから、労働組合法第7条第2号の「雇用する労働者」ではないと主張する。しかし、本件においては、前記認定第1の2のとおり、被解雇者である組合員の解雇そのものが争われており、そのことが団体交渉の対象となっていることから、当委員会は、確立された多くの裁定例（命令）と同様、当該被解雇者は同条文上の「雇用する労働者」に含まれると解するので、被申立人の主張は採用し得ない。
- 2 また、被申立人は、団体交渉に終止符を打った日が昭和49年3月28日であり、その後1年を経過した日以降の本件申立人の主張は、却下を免れないと主張する。

なるほど、同48年8月以降における団体交渉について、最終的に被申立人の方において打切ったのは、同49年3月28日である。しかし、申立人はその後においても前記第1の2のとおり解雇の撤回と教育事業の再開を求めて、団体交渉の申入れをしたが拒否され、雇用関係の確認を求めて裁判所へ訴を提起する等しており、その訴訟の中で裁判所の勧告により被申立人と団体交渉を行い事態の解決を図ろうとしたことは明らかである。

このように、同48年8月以降一貫して、申立人は、解雇の撤回と教育事業の再開を求めて争っていることは明白である。

それでも何らの進展がみられないとして、前記第1の2(5)のとおり、申立人は、被申立人に団体交渉を申入れたが拒否されており、当委員会は、労働組合法第27条第2項にいう行為の日は同55年8月29日であると考えるので、この点においても被申立人の主張は採用し難い。

- 3 このほか、被申立人は、本件事案は裁判による最終的解決が最も適当であると主張する。しかし、当委員会は、労使間の紛争処理は労使の自主的交渉によって解決を図ることが最も望ましいことであると考えるので、訴訟による最終的解決が最も適当であることを理

由として、申立人からの団体交渉申入れを拒否する被申立人の態度は、これを是認することが出来ない。

4 以上のとおり、被申立人の主張は、いずれもこれを採用することができない。

加えて、申立人が昭和55年8月に被申立人に対して申入れをした団体交渉事項、すなわち申立人が求める解雇の撤回と教育事業の再開は、明らかに団体交渉の対象となり得ることから、当委員会としては、被申立人が、申立人からの団体交渉申入れに対して何らの回答をもしなかったことは、正当な理由なくこれを拒否したものであると判断せざるを得ない。

### 第3 法律上の根拠

前記第2に述べたとおり、被申立人が団体交渉を拒否したことは、労働組合法第7条第2号にいう不当労働行為に該当する。

よって当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

昭和56年7月13日

石川県地方労働委員会

会長 松 井 順 孝